

指定介護予防支援事業所ケアプランセンター東根運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人東根福祉会が開設するケアプランセンター東根（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある利用者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の介護予防支援事業者、指定介護予防サービス事業者、医療機関等との密接な連携に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアプランセンター東根
- (2) 所在地 山形県東根市大字野川2074番地の99（白水荘内）

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 担当職員（介護支援専門員） 1名以上
担当職員は、管理者の命を受け、指定介護予防支援の業務に従事する。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- （2） 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

第6条（指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等）

事業所は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者の選択に必要な重要事項を記載した書面により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

2 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- （1） 利用者の相談を受ける場所 利用者の居宅、事業所の相談室その他適当な場所とする。
- （2） 提供方法及び内容 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）に基づき、次の事項を実施する。

ア 利用者への説明と同意（契約締結）

イ アセスメント（課題分析）の実施

ウ 介護予防サービス計画の原案作成

エ サービス担当者会議の開催

オ 介護予防サービス計画の作成及び交付

カ モニタリング（継続的な状況把握）の実施

キ 介護予防サービス計画の変更

- （3） モニタリングの結果記録 少なくとも一か月に一回実施するものとする。

- （4） 利用者の居宅への訪問頻度 サービス提供開始月、評価期間終了月及びそれら以外の三か月に一回以上とする。

3 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料の支払を受けないものとする。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、東根市の全域とする。

第8条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第9条（虐待の防止のための措置）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けた疑いがある利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

第10条（その他運営に関する留意事項）

事業所は、職員の質的向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員との雇用契約の内容に秘密保持に関する事項を含めるものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要な事項は、社会福祉法人東根福祉会及び事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。